

コーポレート・ガバナンス報告書

2026年3月31日

ウェッジ株式会社

代表取締役社長 秋田 正人

問合せ先：取締役 管理部長 水田 晃司

075-634-8791

証券コード：252A

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは「全社員の物心両面の幸福を追求し、社会に貢献する」をミッションとしており、「無線技術と革新的なソリューションで、世界中の人々と社会を繋ぎ、未来を創るコミュニケーションビルダーになる」をビジョンとして掲げ、その実現のため日々業務に取り組んでおります。

当社グループは、株主、取引先、従業員等、全てのステークホルダーの皆様のために、また企業としての社会的責任を果たすため、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営の重要課題と位置づけております。その実現のため、経営の透明性・客観性・説明責任の確保を重視し、迅速かつ適切な意思決定体制の整備並びに業務執行に対する監督機能の充実に努めることを、コーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
秋田 正人	356,900	86.84
アイコム株式会社	30,100	7.32
秋田 里加	24,000	5.84

支配株主名	秋田 正人
-------	-------

親会社名	なし
------	----

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害する

ことのないように取締役会において、十分に審議し、意思決定を行います。
 また、関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係（1）

氏名	属性	会社との関係（※1）											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
梶田 貴俊	他の会社の出身者												○

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係（2）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

梶田 貴俊	○	該当事項はありません。	現在個人で起業され企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対して助言いただくために社外取締役として選任いたしました。
-------	---	-------------	--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査役、内部監査及び監査法人の相互連携については、定期的に、また必要に応じて会合を開催して各々の監査計画や監査結果等に関して適宜情報交換を行い、相互に連携を深めることで、効果的かつ効率的な監査を実施するように努めております。</p> <p>監査役は取締役会への出席により、取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、必要に応じて実務責任者や内部監査担当者、監査法人と連携を図り、取締役の職務執行の適法性を適時に確認できる体制を構築しております。</p> <p>また、当社はひかり監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から監査を受けており、監査役、内部監査担当者と監査方針や監査の実施状況、監査結果について協議・連携する場を設けております。</p> <p>内部監査につきましては、複数名で構成する内部監査担当者が、子会社を含めた業務執行各部門に対して計画的に業務監査を実施しており、また、定期的に監査役や監査法人と意見交換、情報交換等について協議・連携する場を設けております。</p>
--

社外監査役の選任状況	選任していない
社外監査役の数	0名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0名

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役及び監査役の区分で報酬の総額をそれぞれ開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>1) 取締役会</p> <p>当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。</p> <p>取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等の会社運営上の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。</p> <p>取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。また、監査役1名が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する牽制機能を果たしております。</p> <p>2) 監査役</p> <p>当社は、監査役1名を選任しております。</p> <p>監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の職務執行状況を監査しております。監査役は当事業年度に開催された定時取締役会、臨時取締役会の全てに出席し、取締役の職務執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。また、監査法人、内部監査担当者と定期的に実施する三様監査をはじめ、適宜、情報収集や意見交換を行っております。</p> <p>3) 内部監査</p> <p>当社グループの内部監査は、社長室を主管部署として、各部門の業務監査をしております。内部監査を管掌する取締役への牽制の観点から、社長室に対する内部監査は、管理部の担当者が実施し、クロス監査として、相互に牽制する体制としております。</p> <p>子会社を含めた業務執行各部門の監査結果及び改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認しながら、フォローアップをしております。前述のとおり、内部監査担当者は、監査法人、監査役と定期的に打合せを行い、監査に必要な情報について共有しております。</p> <p>4) 会計監査</p> <p>当社は、ひかり監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。</p> <p>2025年12月期において監査を執行した公認会計士は小寺雄二氏、岩永憲秀氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士2名、その他2名であります。なお、当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。</p>

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知は法定期日より前の発送を実施し、議決権行使の円滑化に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主重視の観点から、一般的な株主総会が集中すると思われる日程を避けて、開催日を決定しています。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では、電磁的方法による議決権の行使の採用は予定しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権の電子行使を可能とするための環境作り等につきましては、東京証券取引所が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の導入も視野にいれ、今後の株主の動向を注視しつつ議決権行使環境の向上を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、海外居住の株主を想定していないため、不要と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社WEBサイト上にIR情報ページを設置し、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報等の情報を掲載しております。
IR に関する部署(担当者の設置)	経営企画室が対応します。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	リスク・コンプライアンス管理規定及び情報セキュリティ管理規程を整備し、コンプライアンス及びリスク管理の重要性を社内に浸透させ、適時・適切な情報開示についても徹底することに努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会福祉法人と協業し、廃棄バッテリー等のリサイクル活動に努めています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行えるよう社内体制の充実に努め、投資者への会社情報の適時適切な開示について真摯な姿勢で臨む方針としております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>取締役は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。また、「企業理念」、「社是・社訓」及び「経営計画」、「フィロソフィ」を踏まえ、「まず法」を合言葉に、率先して当社グループの社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたっております。</p> <p>取締役会決議、社内規程に基づき、必要に応じて顧問弁護士、顧問税理士、顧問社労士、その他外部専門家等を利用し、コンプライアンスに関する体制の整備、施策の実施の推進を図るとともに、リスク・コンプライアンス管理規程、反社会的勢力等排除規程、内部通報規程等の遵守と運用、従業員への指導教育と浸透を図り、コンプライアンスの徹底を行っております。</p> <p>業務において、法令等に違反する事案を発見した場合には、これを看過することなく、また職場における業務の透明性を向上させるため、当社グループの社員が電子メール等により利用できる社内相談・通報窓口のほか、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設けております。また、相談等を行った者に対しては、内部通報規程等で、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保しております。</p> <p>暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、顧問弁護士や警察等関係機関、(公財)と連携を図りつつ、毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断いたします。</p> <p>定時取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うほか、職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督・牽制し、取締役の職務執行の適法性及び適正性を確保しております。</p> <p>監査役は、取締役会への出席により、取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、必要に応じて実務責任者や内部監査担当者、監査法人と連携を図り、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制を行っております。</p>

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<p>当会社における反社会的勢力排除のための基本方針については、「反社会的勢力等排除規程」に定めております。</p> <p>(1) 反社会的勢力等からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨み、民事と刑事の両面からの法的対抗手段を講じる。</p> <p>(2) 反社会的勢力等を排除するため、顧問弁護士や警察等関係機関、暴追センター等と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 社内体制を整備し、反社会的勢力等とは取引関係を含めて一切の関係を遮断する。</p> <p>(4) 反社会的勢力等に対しては、直接的、間接的を問わず、一切の利益供与を行なわない。</p>

(5) 反社会的勢力等との関係についての調査等を行う場合は、個人情報保護法等の関連法令を遵守する。

反社会的勢力に対する業務を所管する部署は管理部とし、実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力等の調査実施要領」を整備し、運用しております。
具体的には、外部調査機関等を用いて情報収集を行える専門ツールを用いて、取引先（新規取引先、継続取引先）、従業員、主要株主等の反社チェックを実施しております。

V. その他

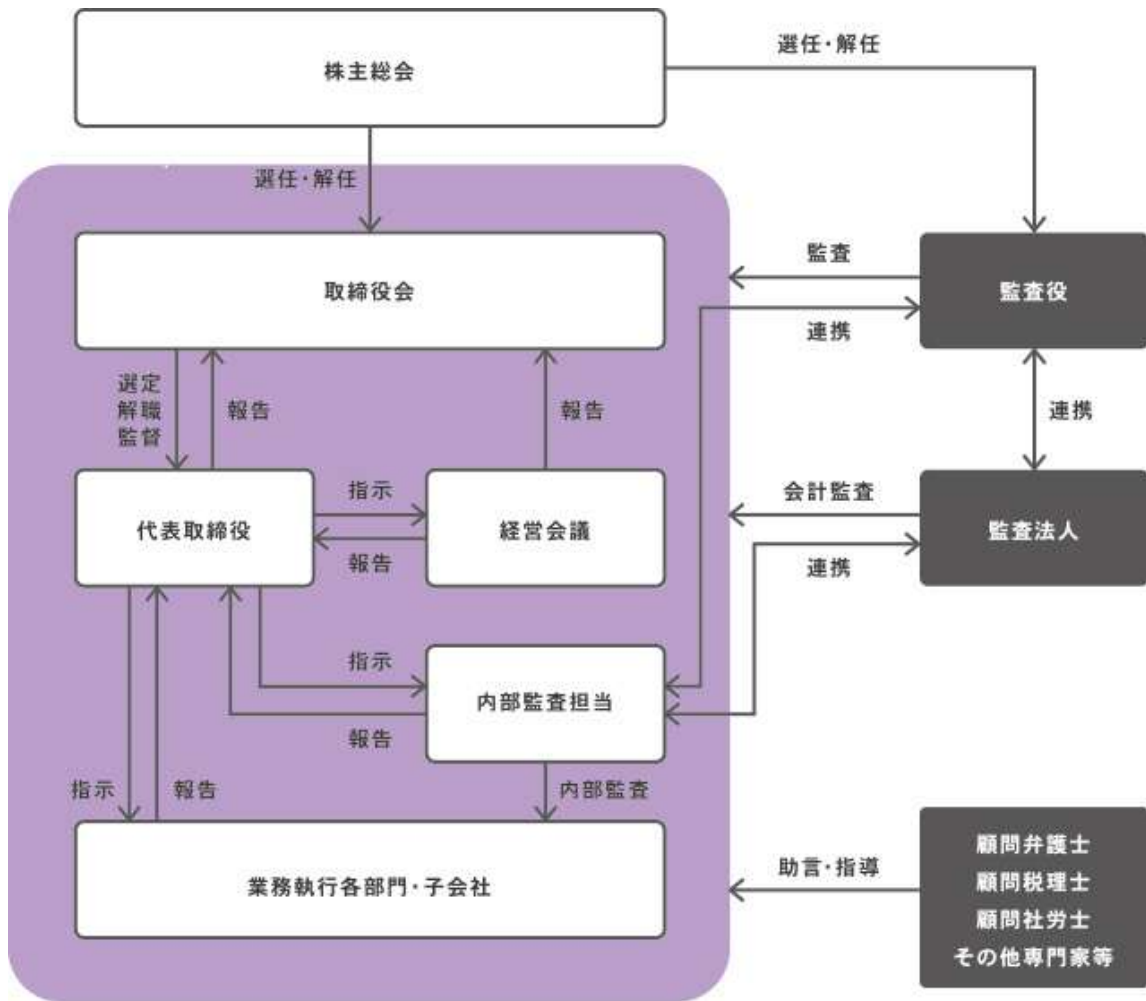
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

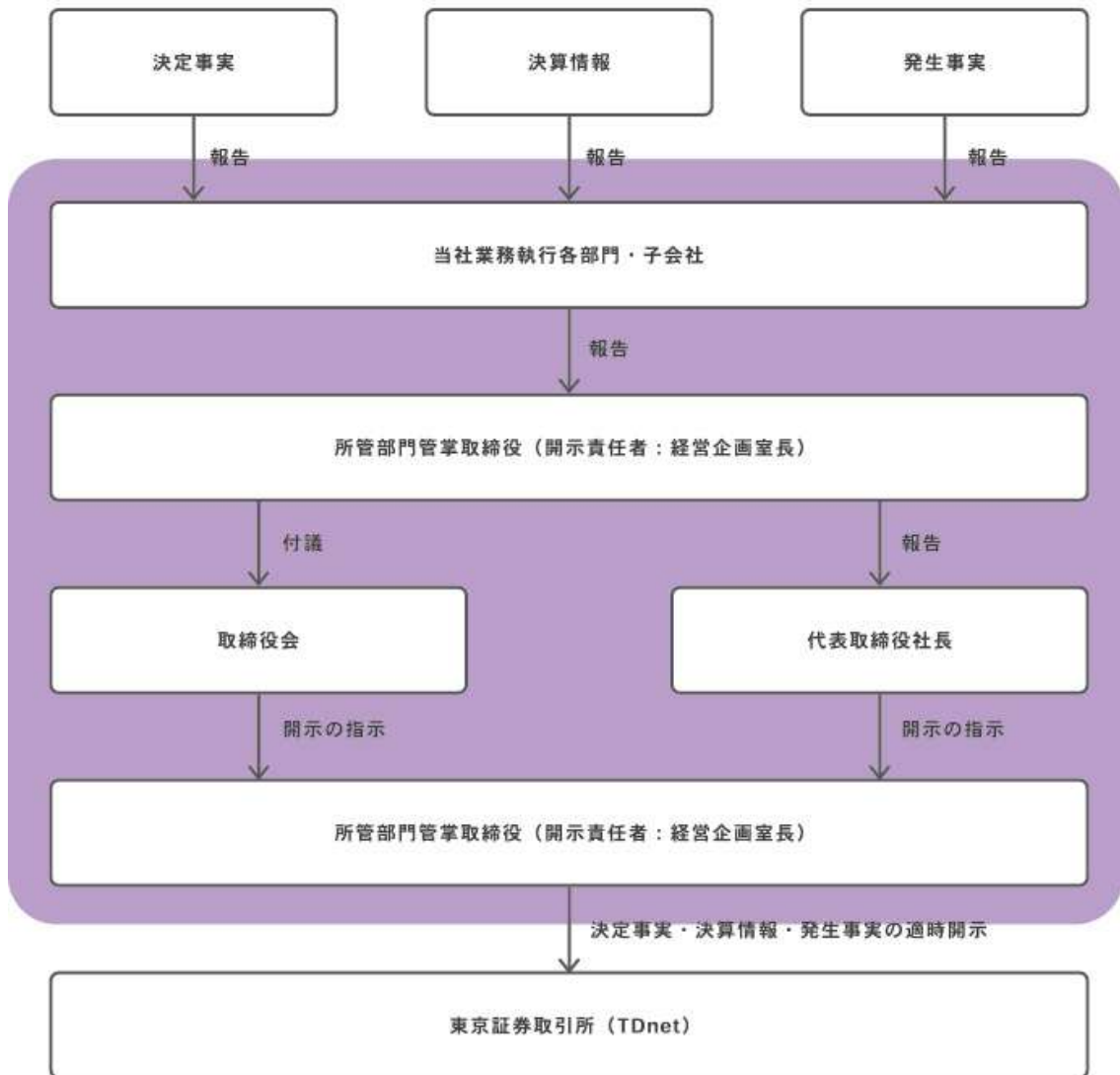
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



開示後、当社ホームページのIRサイトにも速やかに公開

以上